

前払式支払手段の名称

ケータイ料金充当

発行者

株式会社NTTドコモ

支払可能金額等

（入金上限金額）5万円／回

有効期限

登録（購入）月の翌月から24カ月で失効し、失効した残高は払い戻しされませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

苦情・相談を含むお問い合わせ先は以下のとおりです。

【名称】d 払いお問い合わせダイヤル

【住所】東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-24-3 ほか各地

【電話番号】0120-613-360

【受付時間】24 時間（年中無休）

ご意見、ご要望のお問い合わせ先は以下のとおりです。

【名称】お客様相談室

【住所】東京都千代田区永田町 2-11-1

【電話番号】0570-073-030（有料）

【受付時間】10：00～18：00（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

使用できる場所・範囲

ドコモの携帯電話の基本使用料、通話料、iモード通信料、iモード情報料、データ通信料、WORLD CALL、SPモード通信料等、ドコモのサービス利用代金へ充当いただけます。

ご利用上の注意

原則として、残高の払い戻しはいたしません。但し、当社が前払式支払手段の発行の業務を廃止した場合、その他法令上払戻しの義務がある場合には、法令に定める額を払い戻しいたします。

未使用残高確認方法

My docomo の料金関連メニューの「d 払い残高充当額」にてご確認ください。

約款等

「d 払い残高(現金バリュー)利用規約」をご確認ください。

利用者資金の保全方法

前払式支払手段の所有者の保護を目的として、資金決済に関する法律第 14 条 1 項の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の 2 分の 1 の額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：

当社は以下の通り、利用者資金を保全しております。

- ・ 金銭による供託
- ・ 発行保証金保全契約

発行保証金保全規約の相手方の氏名、商号又は名称

当社は次の金融機関と発行保証金保全契約を締結しております。

株式会社三菱 UFJ 銀行

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第 31 条 1 項の規定に基づき、前払式支払手段に係る債権に関し、保全が行われている発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

無権限取引への対応方針

当社は、お客さまが利用中の d アカウントで、第三者利用による身に覚えのない請求が発生した場合や、d アカウントをお持ちでないにもかかわらず、当社からの請求が発生していた場合に、お客さまの利用端末又はネットワーク暗証番号若しくは d アカウントの ID / パスワードが不正に利用されたと当社が判断した場合であって、お客さまが所定の手続を行ったとき、当社は、「d 払い残高(現金バリュー)利用規約」又は「d 払い残高補償制度に関する規約」に基づき、当該不正によりお客さまに生じた損害の額に相当する金額を補てんします。